

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年11月10日

鹿児島県知事 塩田康一



ごち網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ごち網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の番号1	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	46隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号2	4月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	12隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号3	4月1日から12月32日まで	5トン未満	定めなし	5隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号4	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	2隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号5	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	14隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号6	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	6隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号7	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	2隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号8	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	1隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号9	4月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	2隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号10	11月1日から7月31日まで	5トン未満	定めなし	1隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号11	11月1日から7月31日まで	5トン未満	定めなし	1隻	定めなし

申請すべき期間 令和3年11月10日（水）から同年12月9日（木）まで